

鳥取県災害派遣福祉チーム マニュアル（新旧対照表）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">鳥取県災害派遣福祉チーム 派遣マニュアル</p> <p>制定 平成30（2018）年1月4日 改正 令和2（2020）年3月3日 改正 令和4（2022）年1月4日 改正 令和5（2023）年12月15日 改正 令和7（2025）年3月21日</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県災害派遣福祉チーム 派遣マニュアル</p> <p>制定 平成30（2018）年1月4日 改正 令和2（2020）年3月3日 改正 令和4（2022）年1月4日 改正 令和5（2023）年12月15日</p>
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 構成</p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>第1章 総論</p> <p>1 目的</p> <p>このマニュアルは、鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する鳥取県災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。</p> <p>鳥取県災害福祉支援センターは、要綱及び本マニュアルに従い、DWA Tの活動に関して、鳥取県災害派遣福祉チーム 活動マニュアル（以下「活動マニュアル」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動の流れ</p> <p>（1）派遣の決定</p> <p>県は、県内の災害については、災害救助法（昭和22年法律第118号）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 <u>福祉チームの構成</u></p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>第1章 総論</p> <p>1 目的</p> <p>このマニュアルは、鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する鳥取県災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。</p> <p>鳥取県災害福祉支援センターは、要綱及び本マニュアルに従い、DWA Tの活動に関して、鳥取県災害派遣福祉チーム 活動マニュアル（以下、<u>「活動マニュアル」という。</u>）を作成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動の流れ</p> <p>（1）派遣の決定</p> <p>県は、県内の災害については、災害救助法が適用され、または適用さ</p>

が適用され、または適用される災害が発生した被災地の市町村からDWA Tの派遣要請があったとき、県外の災害については、国又は他の都道府県からDWA Tの派遣要請があったとき、若しくは知事が、派遣が必要であると認めたとときに、DWA Tの派遣を決定する。

(2) 派遣依頼

災害発生時のDWA Tの事務局（以下「事務局」という。）は、災害福祉支援センターのほか、県職員等により構成し、チーム員に派遣の可否を照会し、先遣隊、支援隊及びコーディネーターを編成する。また、派遣者名簿及び派遣計画を県へ報告する。

併せて、被災地の市町村の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊、支援隊及びコーディネーターの派遣に向けた連絡調整等の必要な手続きを行う。

(3) 略

(4) 報告書の提出

活動終了後、事務局は、県に対し活動報告を行う。

また、派遣によりチーム員が負傷したときは、速やかに県に報告する。

4 関係団体等との連携

DWA Tは、被災者の支援のために、下記団体等と連携して活動を実施すること。

(1) ～ (9)

(10) 日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T : Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team）

都道府県単位で組織され、災害時の避難所、仮設住宅等における避難所生活の長期化に伴う孤立・生活不活発発病の発症、これらに起因する災害関連死を予防し、自立生活の再建を促進するリハビリテーション支援活動を行うチーム。

(11) 災害死亡者家族支援チーム（D M O R T : Disaster Mortuary

れる災害が発生した被災地の市町村からDWA Tの派遣要請があったとき、県外の災害については、国又は他の都道府県からDWA Tの派遣要請があったとき、若しくは知事が、派遣が必要であると認めたとときに、DWA Tの派遣を決定する。

(2) 派遣依頼

災害発生時のDWA Tの事務局（以下「事務局」という。）は、災害福祉支援センターのほか、県職員等により構成し、チーム員に派遣の可否を照会し、先遣隊、支援隊及びコーディネーターを編成する。

併せて、被災地の市町村の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊、支援隊及びコーディネーターの派遣に向けた連絡調整等の必要な手続きを行う。

(3) 略

(4) 報告書の提出

活動終了後、事務局は、県に対し活動報告を行う。

4 関係団体等との連携

DWA Tは、被災者の支援のために、下記団体等と連携して活動を実施すること。

(1) ～ (9) 略

(10) 災害死亡者家族支援チーム（D M O R T : Disaster Mortuary

Operational Response Team)

略

(12) 災害ボランティアセンター (社会福祉協議会)

略

(13) NPO・ボランティア団体 (県外含む)

略

5 略

第2章 協力体制の構築

災害時における協力に関する協定の締結

県と災害時におけるDWA Tの派遣等の協力に関する協定を締結している団体は、次のとおり。

- ・一般社団法人鳥取県社会福祉士会 (平成29 (2017) 年1月23日締結)
- ・一般社団法人鳥取県介護福祉士会 (同日締結)
- ・鳥取県介護支援専門員連絡協議会 (同日締結)
- ・鳥取県精神保健福祉士会 (令和6 (2024) 年12月23日締結)
- ・鳥取県老人保健施設協会 (平成30 (2018) 年2月19日締結)
- ・鳥取県老人福祉施設協議会 (平成30 (2018) 年3月27日締結)
- ・鳥取県社会福祉施設経営者協議会 (令和3 (2021) 年1月18日締結)

第3章 構成

1 組織体制 (平常時)

(1) ~ (2) 略

(3) チーム員の登録

ア チーム員の登録

事務局は、チーム員となることを希望し、以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者で、DWA Tに関する研修を修了している者又は修了する見込みの者から、鳥取県災害派遣福祉チーム員登録申請

Operational Response Team)

略

(11) 災害ボランティアセンター (社会福祉協議会)

略

(12) NPO・ボランティア団体 (県外含む)

略

5 略

第2章 協力体制の構築

災害時における協力に関する協定の締結

県と災害時におけるDWA Tの派遣等の協力に関する協定を締結している団体は、次のとおり。

- ・一般社団法人鳥取県社会福祉士会 (平成29 (2017) 年1月23日締結)
- ・一般社団法人鳥取県介護福祉士会 (同日締結)
- ・鳥取県介護支援専門員連絡協議会 (同日締結)
- ・鳥取県老人保健施設協会 (平成30 (2018) 年2月19日締結)
- ・鳥取県老人福祉施設協議会 (平成30 (2018) 年3月27日締結)
- ・鳥取県社会福祉施設経営者協議会 (令和3 (2021) 年1月18日)

第3章 福祉チームの構成

1 組織体制 (平常時)

(1) ~ (2) 略

(3) チーム員の登録

ア チーム員の登録

事務局は、チーム員となることを希望し、以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者で、DWA Tに関する研修を修了している者又は修了する見込みの者から、鳥取県災害派遣福祉チーム員登録申請

書（要綱様式第1号）の申請を受け付ける。

（ア）福祉に関する専門資格を有すること

（イ）その他登録することが適当であると認められる者

事務局は、登録申請書の記載事項を確認し、申請者の勤務先の承諾が確認できない場合は、申請者に承諾を得るよう働きかけた上で、登録の申請を行った者の情報を鳥取県災害派遣福祉チーム員名簿（要綱様式第2号）（以下「チーム員名簿」という。）に登録し、速やかに県に報告する。

イ 登録証の交付

県は、チーム員に鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証（要綱様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付する。

なお、チーム員が登録証を破損し、又は紛失した場合の再交付に関する手続きは、本手続きを準用する。

ウ 登録内容の変更

事務局は、申請書の内容に変更があったチーム員から、事務局に鳥取県災害派遣福祉チーム員変更届出書（要綱様式第4号）（以下「変更届出書」という。）の提出を受ける。事務局は、変更届出書の記載事項を確認した上で、チーム員名簿に記載された情報を変更し、県に報告する。

県は、変更届出書が登録証の内容変更を伴う場合は、変更後の登録証をチーム員に交付し、変更前の登録証の返納を受けるものとする。

エ 退任

事務局は、退任しようとするチーム員から、登録証を添えて鳥取県災害派遣福祉チーム員退任届出書（要綱様式第5号）（以下「退任届出書」という。）の提出を受ける。事務局は、退任届出書の記載事項

書（要綱様式第1号）の申請を受け付ける。

（ア）福祉に関する専門資格を有すること

（イ）その他登録することが適当であると認められる者

事務局は、登録申請書の記載事項を確認し、申請者の勤務先の承諾が確認できない場合は、申請者に承諾を得るよう働きかけた上で、登録の申請を行った者の情報を鳥取県災害派遣福祉チーム員名簿（要綱様式第2号）に登録し、速やかに県に報告する。

イ 登録証の交付

県は、チーム員に鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証（要綱様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付する。

ウ 登録内容の変更

事務局は、申請書の内容に変更があったチーム員から、事務局に鳥取県災害派遣福祉チーム員変更届出書（要綱様式第4号）の提出を受ける。事務局は、変更届出書（様式第4号）の記載事項を確認した上で、チーム名簿（要綱様式第2号）に記載された情報を変更し、県に報告する。

県は、変更届出書（要綱様式第4号）が氏名の変更を伴う場合は、変更後の氏名による登録証（要綱様式第3号）をチーム員に交付し、変更前の氏名による登録証の返納を受けるものとする。

エ 退任

事務局は、退任しようとするチーム員から、登録証（要綱様式第3号）を添えて鳥取県災害派遣福祉チーム員退任届出書（要綱様式第5号）の提出を受ける。事務局は、退任届出書の記載事項を確認した上

を確認した上で、退任の届け出を行った者の情報をチーム員名簿から削除し、県に報告する。

オ 略

(4) 略

2 組織体制（災害時） 略

第4章 派遣

1 想定する災害の種類

本マニュアルで想定する災害は、災害対策基本法第2条第1号に規定している災害である。

2 派遣の判断

県災害対策本部が被災市町村（被災県・国）の派遣要請を受けるなど、連絡調整を行い、次の場合にDWA T派遣の判断を行う。

(1) 県内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、次のア又はイに該当するとき。

ア～イ 略

(2)～(3) 略

3～5 略

第5章 事務局及び県の業務

1 先遣隊の派遣

(1) 略

(2) 先遣隊の編成・派遣

ア 略

イ 選抜・依頼

事務局は、派遣が可能と回答があったチーム員から選抜し、チーム

で、退任の届け出を行った者の情報をチーム員名簿から削除し、県に報告する。

オ 略

(4) 略

2 組織体制（災害時） 略

第4章 派遣

1 想定する災害の種類

本マニュアルで想定する災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定している災害である。

2 派遣の判断

県災害対策本部が被災市町村（被災県・国）の派遣要請を受けるなど、連絡調整を行い、次の場合にDWA T派遣の判断を行う。

(1) 県内で災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、次のア又はイに該当するとき。

ア～イ 略

(2)～(3) 略

3～5 略

第5章 事務局及び県の業務

1 先遣隊の派遣

(2) 略

(2) 先遣隊の編成・派遣

ア 略

イ 選抜・依頼

事務局は、派遣が可能と回答があったチーム員から選抜し、チーム

員に鳥取県災害派遣福祉チーム派遣参加依頼書（要綱様式第8号）（以下「派遣参加依頼書」という。）により、チーム員の雇用主に鳥取県災害派遣福祉チーム派遣依頼書（要綱様式第9号）（以下「派遣依頼書」という。）により参加を依頼する。

ウ 編成

事務局は、前項の依頼により参加したチーム員を先遣隊として編成し、派遣者名簿及び派遣計画を県へ報告する。

エ 緊急時連絡先の提出

事務局は、編成したチーム員に対して、「派遣に伴う緊急連絡報告書」（様式1）により、緊急時の連絡先（家族等）の提出を依頼する。

(3) 派遣に向けた準備

ア 派遣先市町村との連絡

事務局は、(2)ウにより編成された先遣隊の派遣先となる現地災害対策本部に連絡し、以下の確認を行う。

(ア) 略

(イ) 派遣先市町村の受入窓口及び市町村以外の関係者を確認し、「関係者連絡先一覧」（様式2）を作成する。

(ウ) 略

(エ) 活動地点にDWAT活動拠点の設置が可能か打診し、活動地点の管理者の許可を得てもらう。

(オ) 略

イ その他

(ア) 略

(イ) 事務局は、活動地点を管轄する警察署及び経路上の警察署に、緊急通行車両の登録を行う。

(ウ)～(エ) 略

2 支援隊及びコーディネーターの派遣 略

員に鳥取県災害派遣福祉チーム登派遣参加依頼書（要綱様式第8号）（以下、「派遣参加依頼書」という。）により、チーム員の雇用主に鳥取県災害派遣福祉チーム派遣依頼書（要綱様式第9号）（以下、「派遣依頼書」という。）により参加を依頼する。

ウ 編成

事務局は、前項の依頼により参加したチーム員を先遣隊として編成し、県が派遣する。

エ 緊急時連絡先の提出

事務局は、編成したチーム員に対して、「派遣に伴う緊急連絡報告書」（様式2）により、緊急時の連絡先（家族等）の提出を依頼する。

(3) 派遣に向けた準備

ア 派遣先市町村との連絡

事務局は、(2)ウにより編成された先遣隊の派遣先となる現地災害対策本部に連絡し、以下の確認を行う。

(ア) 略

(イ) 派遣先市町村の受入窓口及び市町村以外の関係者を確認し、「関係者連絡先一覧」（様式1）を作成する。

(ウ) 略

(エ) 活動地点に福祉チーム活動拠点の設置が可能か打診し、活動地点の管理者の許可を得てもらう。

(オ) 略

イ その他

(ア) 略

(イ) 事務局は、活動地点を管轄する警察署並びに経路上の警察署に、緊急通行車両の登録を行う。

(ウ)～(エ) 略

2 支援隊及びコーディネーターの派遣 略

(1) 略

(2) 支援隊の編成及びコーディネーターの選任

ア 略

イ 選抜・依頼

事務局は、派遣が可能と回答があったチーム員から選抜し、チーム員に派遣参加依頼書により、チーム員の雇用主に派遣依頼書により支援隊及びコーディネーターへの参加を依頼する。

ウ 緊急時連絡先の提出

事務局は、依頼したチーム員に対して、「派遣に伴う緊急連絡報告書」(様式1)により、緊急時の連絡先(家族等)の提出を依頼する。

エ 略

(3) 派遣に向けた準備

ア 派遣先市町村との連絡

事務局は、(2)エにより編成された支援隊及びコーディネーターの派遣先となる現地災害対策本部に連絡し、以下の確認を行う。

(ア) 略

(イ) 派遣先市町村の受け入れ窓口及び市町村以外の関係者を確認し、「関係者連絡先一覧」(様式2)を必要に応じて修正する。

3 派遣に関する報告

(1) チーム員の事故報告

派遣期間中に、チーム員が負傷した連絡を受けたときは、鳥取県災害派遣福祉チーム事故報告書(要綱様式第10号)により速やかに県に報告する。

(2) 活動終了報告

事務局は、DWA Tの派遣終了後、鳥取県災害派遣福祉チーム活動終了報告書(要綱様式第11号)(以下「活動終了報告書」という。)によ

(1) 略

(2) 支援隊の編成及びコーディネーターの選任 (要綱第8条)

ア 略

イ 選抜・依頼

事務局は、派遣が可能と回答があったチーム員から選抜し、チーム員に派遣参加依頼書 (要綱様式第8号) により、チーム員の雇用主に派遣依頼書 (要綱様式第9号) により支援隊及びコーディネーターへの参加を依頼する。

ウ 緊急時連絡先の提出

事務局は、依頼したチーム員に対して、「派遣に伴う緊急連絡報告書」(様式2)により、緊急時の連絡先(家族等)の提出を依頼する。

エ 略

(3) 派遣に向けた準備

ア 派遣先市町村との連絡

事務局は、(2)エにより編成された支援隊及びコーディネーターの派遣先となる現地災害対策本部に連絡し、以下の確認を行う。

(ア) 略

(イ) 派遣先市町村の受け入れ窓口及び市町村以外の関係者を確認し、「関係者連絡先一覧」(様式1)を必要に応じて修正する。

り知事に報告する。

第6章 チーム員の活動

1 略

2 災害発生時の待機から派遣指示まで

(1)～(2) 略

(3) 派遣の依頼

ア 派遣の依頼は、事務局より、派遣参加依頼書により登録者に、派遣依頼書によりチーム員の所属施設等勤務先に行う。

イ 略

(4)～(5) 略

3 先遣隊の被災地到着時の動き

(1) 略

(2) 情報収集

先遣隊は、以下の情報を収集して活動の資料とする。

ア 略

イ 他団体の活動状況

活動地域・避難所で活動している、保健・医療・福祉、その他特に連携が想定される団体、ボランティアセンター等の窓口

ウ 略

(3) 活動場所での確認

先遣隊は、次のとおり関係者に確認する。

ア 略

イ 保健・医療・福祉関係者の活動についての確認

保健・医療・福祉関係者の活動について情報を入手し、連携方法について確認する。

第6章 チーム員の活動

1 略

2 災害発生時の待機から派遣指示まで

(1)～(2) 略

(3) 派遣の依頼

ア 派遣の依頼は、事務局より、派遣参加依頼書(要綱様式第8号)により登録者に、派遣依頼書(要綱様式第9号)によりチーム員の所属施設等勤務先に行う。

イ 略

(4)～(5) 略

3 先遣隊の被災地到着時の動き

(1) 略

(2) 情報収集

先遣隊は、以下の情報を収集して活動の資料とする。

ア 略

イ 他団体の活動状況

活動地域・避難所で活動している、医療・福祉、その他特に連携が想定される団体、ボランティアセンター等の窓口

ウ 略

(3) 活動場所での確認

先遣隊は、次のとおり関係者に確認する。

ア 略

イ 保健・医療関係者の活動についての確認

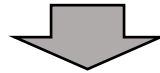
保健・医療関係者の活動について情報を入手し、連携方法について確認する。

特に、災害時健康危機管理支援保健師チーム（DHEAT）・保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を念頭に置いた確認を行う。

また、それぞれの場所における運営者・管理者等に確認する。

◆先遣隊の被災地把握のポイント

略



災害時福祉支援活動
を進めるための方針

(4)～(6) 略

4 出動

(1) 略

(2) リーダー

ア 略

イ 現地関係者、活動拠点・事務局、メンバーとの連絡方法の確認

「関係者連絡先一覧」(様式2)を活用し、連絡先についてチームで情報を共有する。

ウ 略

(3) コーディネーター

ア 略

イ 現地関係者、活動拠点・事務局、メンバーとの連絡方法の確認

「関係者連絡先一覧」(様式2)を活用し、情報を共有する。

5 略

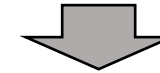
6 本活動

特に、災害時健康危機管理支援保健師チーム（DHEAT）・保健師チームの活動と重複がないよう、役割分担を念頭に置いた確認を行う。

また、それぞれの場所における運営者・管理者等に確認する

◆先遣隊の被災地把握のポイント

略



災害時福祉支援活動
を進めるための方針

(4)～(6) 略

4 出動

(1) 略

(2) リーダー

ア 略

イ 現地関係者、活動拠点・事務局、メンバーとの連絡方法の確認

「関係者連絡先一覧」(様式1)を活用し、連絡先についてチームで情報を共有する。

ウ 略

(3) コーディネーター

ア 略

イ 現地関係者、活動拠点・事務局、メンバーとの連絡方法の確認

「関係者連絡先一覧」(様式1)を活用し、情報を共有する。

5 略

6 本活動

引き上げる支援隊と次の支援隊で丁寧に引継を行い、コーディネーターは、チーム間への適切な引継を行う。支援隊及びコーディネーターは、状況変化に応じた対応を行う。

(1) 略

(2) チーム員の健康管理

ア チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。また、チーム員が負傷した場合は、リーダーは直ちに事務局に報告する。

イ～ウ 略

(3)～(4) 略

(5) 帰任

ア 活動報告書の提出

各チームのリーダーは、活動の状況を事務局に報告する。

イ～オ 略

7 引揚げ

(1) 略

(2) 引揚げ

DWAT引揚げ後は、事務局は速やかに活動終了報告書により、知事に報告する。

第7章 略

【様式1】

鳥取県災害派遣福祉チーム 派遣に伴う緊急連絡先報告書

引き上げる支援隊と次の支援隊で丁寧に引継を行い、コーディネーターは、チーム間への適切な引継を行う。支援隊及びコーディネーターは、状況変化に応じた対応を行う。

(1) 略

(2) チーム員の健康管理

ア チームのリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。

イ～ウ 略

(3)～(4) 略

(5) 帰任

ア 活動報告書の提出

各チームのリーダーは、鳥取県災害派遣福祉チーム活動記録報告書(要綱様式第10号)により活動の状況を事務局に報告する。

イ～オ 略

7 引揚げ

(1) 略

(2) 引揚げ

DWAT引揚げ後は、事務局は速やかに鳥取県災害派遣福祉チーム活動終了報告書(要綱様式第11号)により、知事に報告する。

第7章 略

【様式1】

関係者連絡先一覧 【 年 月 日 県 市・町・村 災害】

略

【様式2】

関係者連絡先一覧 【 年 月 日 県 市・町・村 災害】

略

略

【様式2】

鳥取県災害派遣福祉チーム 派遣に伴う緊急連絡先報告書

略